

[調査]

ソ連における小売価格改訂の諸問題(1)

宮 鍋 幟

はじめに

1985年3月成立のゴルバチヨフ政権が以後、ソ連社会全般のペレストロイカ(立て直し)に鋭意取り組みつつあること、そしてペレストロイカの重要な一翼を担っているのが、ほかならぬ伝統的ソ連型集権制経済システムの分権化を図る経済改革であることは、よく知られている。

ゴルバチヨフが進めている経済改革はソ連にとって、フルシチョフ党第1書記の提唱で行われた57年の经济管理機構改革、経済システムの変更に取り組もうとする最初の試みであった65年のいわゆるコスイギン改革、およびブレジネフ政権末期に実施された79年改革に続く経済システム変更への4度目の挑戦である。

しかし今回の挑戦で注目すべき点は、ソ連における従来の経済改革プロセスが伝統的集権制システムの部分的改善のみ終始していたという反省と、そのため本質的に変わることなく維持されてきた伝統的システムがいまや最大の制度的障害に転化してしまったという認識に基づき、「ブレーキのメカニズム」と化した従来の集権制システムを「加速のメカニズム」である新たな分権制システムに切り替えること、その意味で「ラディカルな改革」が志向されるに至ったことである。

こうしてゴルバチヨフ政権は誕生後最初の2年間に、伝統的集権制経済システムをある程度緩和する具体的諸施策を矢継ぎ早やに実施する一方、ゴルバチヨフの言う「ラディカルな改革」のための包括的構想づくりを進めてきた。そしてこの改革構想を打ち出したのが1987年6月の党中央委総会で承認された「根本的経済管理再編の基本規程」と、同6月の中央委総会で承認のち同月末のソ連最高会議で採択された「国営企業(企業合同)法」である(以下、それぞれ「基本規程」、「国営企業法」と略記)。続いて同年7月には上記「基本規程」に関連する10件の党中央委・閣僚会議共同決定も採択された。

ところで、伝統的集権制経済システムの特徴は、それが指令的計画化制度、生産財割当配分制、国定・固定価格制、企業の「ソフトな予算制約」(J. コルナイ)を意味するルーズな財務・信用制度、および以上の諸制度を実

効あらしめるための集権的経済管理機構などから成っている点にある。したがってこれとの関連でいえば、今回打ち出された改革構想の内容は、ソ連でこれまでの基本的に手がつけられてこなかった、集権制システムを構成する上記主要諸制度の「抜本的再編」構想にほかならない。

この構想は1988年1月から部分的・段階的实施が始まり、1990年までに基本的に実現される予定である。その時実現されるであろうものは「新経済メカニズム」と呼ばれているが、これについてはすでに、その構成要素の1つである新計画化制度を「むきだしの指令的計画化」から「内気な指令的計画化」への移行ととらえ、それをも含む新経済メカニズムを一種の「中間モデル」と規定するB. クラシヴィリのような見解もある¹⁾。

しかし、新経済メカニズムが言葉の真の意味での抜本的改革に至る中間モデルないし過渡的モデルにすぎないとしても、それを成立させるための現行諸制度の改革はそのどれ1つをとっても困難が予想される。このうち最大の難問は価格改革であるが、市民生活へ直接影響する小売価格改訂(公共料金をも含む)についてはとりわけそう言える。後述するように、ソ連では膨大な国庫補助金(価格差補給金)支出により安い食料品価格と公共料金を長い間維持してきたが、全面的な価格改革の一環として近い将来行われる予定の小売価格改訂では、食料品と公共料金の値上げによって国家財政を圧迫しているこの補助金を多かれ少なかれカットすることが狙いの1つとされており、これに対してすでにソ連市民から強い反対の声があがっているからである。

以上の事情をふまえて本論文ではソ連の当面する小売価格改訂の問題をとりあげ、まず最初に、すでに決定済みの価格改革の基本方向を紹介し、つぎに、問題の所在を明らかにするためソ連の現行小売価格制度を検討し、さいごに、小売物価改訂をめぐるどのような議論が行われているかを考察することにする。ただしその前半部分である本稿の内容は、うちソ連の現行小売価格制度の検討までである。

1) [8] стр. 12, 15.

I 価格改革の基本方向

冒頭で触れた抜本的経済改革のための「基本規程」のなかの「価格形成」に関する部分と、それをいくぶん詳述した1987年7月17日付け党中央委・閣僚会議共同決定「新経済メカニズムのもとでの価格形成システム再編の基本方向について」(以下、「基本方向」と略記)により、価格改革の要点を示すとつぎのとおりである²⁾。

1. 価格改革の要点 第1に、価格システムの部分的改善ではなく、工業卸売価格、農産物買付価格、建設見積価格、運輸・通信料金、小売価格のすべてにわたる全面的な価格改訂を行い、全体として合理的で整合的な価格メカニズムをつくりあげる。

そして、そのための価格形成方針をつぎのように定める。(1) 価格は生産物生産・販売のための社会的必要支出、生産物の使用特性と品質および有効需要を反映したものでなければならない。(2) 生産ファンド使用料、労働力資源使用料、自然資源使用料(地代、水料金)および環境保護費用が価格に算入されなければならない。(3) 科学技術進歩促進、品質向上、省資源への価格の刺激機能を高める。(4) 新システムでは価格は、その再分配機能の濫用をやめ、補助金(価格差補給金)を削減し、国民経済全部門における企業の完全独立採算制および資金自己調達制への移行を保障するものでなければならない。

第2に、価格の弾力化を進めるため新価格システムでは、中央決定価格、契約価格、自主決定価格(自由価格)の3種類が適用され、その後中央決定価格の適用範囲をせばめ、契約価格と自由価格を漸次拡大していく。

第3に、改訂実施の時期については、工業卸売価格と運輸・通信料金が1990年1月から、農産物買付価格、建設見積価格および小売価格が91年1月からそれぞれ改訂される³⁾。

第4に、価格改革が社会的・政治的重要問題でもあることにかんがみ、改訂案(とくに小売価格改訂案)が決まればそれを国民討議にかける。

以上が「基本規程」と「基本方向」という2つの基本文書に述べられている価格改革に関するいわば「総論」の骨子であり、みられるとおりにきわめて抽象的なものである。両文書ともこのあと各価格についての「各論」が続くが、そこでも、どの価格で何にがどれだけ値上げ

(又は値下げ)されるかといった具体的な記述はなく、抽象的である点はやはり同じである。ただし、そのうち小売価格に関する部分では値上げ分に対する補償が示唆されているので、続いてその点を見ておこう。

2. 値上げ分の補償 価格改訂のさい上述の新しい価格形成方針が適用されると、たとえば、工業卸売価格ではこれまで低価格に抑えられてきた原料・燃料・エネルギーの大幅値上げが予想される。小売価格では、すでに言及したように、食料品・公共料金のかんりの値上げが起きるだろう。とりわけ食肉・牛乳・穀物・野菜などの農産物の買付価格(生産者価格)と小売価格の、前者のほうが後者よりはるかに高い逆ざや現象を是正しようとする、これらの食料品の大幅値上げが避けられないかもしれない。そうなった場合、そのままでは市民の生活水準の低下につながるから、そこで各市民に対する値上げ分の補償という問題が発生する。

そのため「基本規程」も「基本方向」もほぼ同じ言い方でこの点に言及しているが、ここではそのうち前者のほうを示すとつぎのとおりである。「小売価格の変更は勤労者の生活水準の悪化を招いてはならないだけでなく、むしろ逆に特定の勤労者層の生活水準向上、社会的公正のより完全な実現をもたらすものでなければならない⁴⁾。もちろんこの引用文には補償の問題は明示されてはいない。けれども、小売物価改訂の際、その要件の1つとしてここに述べられていることを守ろうとすれば、値上げによる市民生活の損失を多かれ少なかれ何らかの形で埋め合わせなければならないことは明らかである。事実、ソ連における最近の小売物価改訂論議では、この補償問題が値上げ容認論者の間での論点の1つになっているのである。

以上が、ソ連における当面の価格改革に関する公式のガイドラインの概要である。それが策定・公表されて以降、とりわけ小売物価改訂について国家価格委員会の最高幹部によるブリーフィング、経済学者の賛否両論、評論家や一般市民の反対意見などがソ連の定期刊行物(とくに日刊紙、週刊紙の)紙面を賑わすようになった。しかし、上述のガイドラインがきわめて具体性を欠くものであるだけに、これらの物価改訂論議の考察に移るに先き立ち、続いてソ連の現行小売価格制度の特徴と問題点を検討し、今回の改訂の背景を明らかにしておきたい。

II 現行小売価格の特徴と問題点

2) 「基本規程」と「基本方向」のテキストはここではそれぞれつぎのものを用いた。[17] ctp. 54-72, [9] ctp. 150-154.

3) 小売価格改訂の実施日程は [12] ctp. 26.

4) [17] ctp. 63, 邦訳 44 ページ.

ここではまず、ソ連の現行小売価格制度の特徴である国定価格制、卸売価格と小売価格の関係および小売物価格え置ききの3点について説明し、つぎに、その問題点として価格差補給金の増大およびインフレ傾向の発現について述べたいと思う。

1. 国定価格制 ソ連における生産物価格とサービス料金は、基本的にはすべて各級の国家機関によって決定される国定価格である。価格と料金を決定する国家機関を上から順にあげるとソ連閣僚会議、ソ連国家価格委員会、連邦省庁、加盟共和国閣僚会議、共和国国家価格委員会および州・都市などの地方ソビエト執行委員会となる。

まず、価格と料金の決定(または承認)がこれらの機関の間でどのように分担されているかを示すとつぎのようである⁵⁾。ソ連閣僚会議は価格システム改善の基本方向や、各種の価格と料金の全面的あるいは部分的改訂に関する決定を採択するほか、主要農産物の買付価格水準、貴金属価格、若干の重要な消費財小売価格とサービス料金を決定する。価格形成専門の中央機関であるソ連国家価格委員会は、価格や料金に関する最も大きな権限を持ち、具体的には大部分の工業卸売価格と農産物買付価格、主要消費財の卸売価格と小売価格、鉄道・航空・水運の各料金と主要通信料金、資材・機械補給業と商業のマージンなどを決定している。連邦省庁については主なものあげると、国家建設委員会(86年8月に国家建設事業委員会を改組)が建設見積価格、通信省が一部の電話・電報料金、国家出版委員会が出版物価格をそれぞれ決定している。しかし部門別工業諸省には価格決定権はあまり付与されていず、わずかに部品の卸売価格、新製品の暫定価格、省内部で取引される生産財の卸売価格、などを自己決定できるにすぎない。加盟共和国閣僚会議および地方ソビエト執行委員会は、主としてそれぞれの所管企業が生産する生産物やサービスについてその一部の価格・料金を決定し、残りの大部分の価格や料金はソ連国家価格委員会の下部機関である加盟共和国国家価格委員会が決定している。ついでにここで企業レベルにおける価格決定権について触れておくと、それはきわめて局限されており、連邦工業諸省所管の企業の場合でも1回限りの特別受注品について発注企業との協定による契約価格を決めることができるだけである(ゴルパチョフ政権成立後、企業に価格決定権を徐々に付与していく傾向がみられるが、この点については後述する)。

これらの価格決定機関のなかで上述したようにソ連国家価格委員会のもつ権限は強大であるが、この点について同委員会議長B.バヴロフはつぎのような考えを明らかにしている。すなわち彼によると現在、ソ連における登録済みで価格をもつ生産物は約2200万ないし2500万品目で、そのうち同委員会による価格決定の対象は85~90%を占めているが、今回の価格改革の際、同委員会の対象品目を経済全体の価値的構造を決定するような生産物にのみ限定することにより、たとえば上記の比率を10%(品目数で220~250万)にまで縮小し、残りをより下位レベルの諸機関に権限委譲したい、というのがそれである⁶⁾。さしあたってここではバヴロフのこの発言のうち前半部分にだけ注目すればよいのであるが、ともあれそれによってソ連における価格決定制度のあり方がいまなお国家価格委員会を中心にいかに高度に集権化されているかが分かるだろう。

こうして設定される価格や料金は「プレイスクリント」(価格表)と呼ばれる価格・料金の一覧表にまとめられ、所管省庁を経て全企業に配布され、この価格リストにしたがってたとえば生産物の生産企業と消費企業との決済が行われるわけであるが、国定価格制のもとでは当然のことながら価格表は全体として甚だ膨大なものになる⁷⁾。すなわち価格だけを例にとると、この場合の価格表は価格種類(卸売価格、買付価格、小売価格)別および生産物グループ別に編集され、そのうち小売価格については食料品29グループ、非食料品109グループの計138種類の価格表が作成されている。やや古いデータであるが、1966~67年の改訂の結果作成された工業卸売価格に関する工業生産物グループ(ソ連の産業分類法では鉱業は工業に含まれる)別の価格表は計717種であった。これらの各種価格表に共通する主な内容は、当該価格表に関する利用上の指示、具体的品名、その技術的特徴、測定単位および価格から成っている。また、各価格表には基本表と追加表があり、前者は全面的価格改訂が行われた際に作成されるもの、後者はこの改訂後に生じた新製品の価格設定や旧価格の部分的見直しをまとめて随時作成されるものである。なお、輸入財の国内価格については特別な価格表が準備されるほか、工業諸部門別の価格表(卸売価格)や加盟共和国別の特別な価格表(卸売価格、小売価格)などもそれぞれ別個に作成されており、ソ連における価格表の実際の態様は上述の概要よりもっ

6) [18] стр. 2.

7) 価格表についてはつぎのものによる。[16] стр. 126-128, [5] стр. 106-109.

5) 以下の叙述はつぎのものによる。[16] стр. 122-125, [5] стр. 90-96.

と複雑かつ多岐にわたっているらしい。

つぎに、以上に続いてここで指摘しておかなければならない点は国定価格の固定性についてである。上にみたような価格表の作成をも含むソ連の複雑な価格設定手続きのもとでは価格システム全体についてはもとより、産業部門別価格についてすらその全面的改訂は決して簡単ではなく、そう頻繁には行えないことがうかがわれるが、事実、第2次大戦後のソ連における価格の全面的改訂あるいはそれに準ずる改訂は部門別に行われており、回数も多くない。具体的にいえば工業卸売価格の改訂が行われたのは1955年、66～67年、82年で、建設見積価格の改訂は55年、69年、84年であり、農産物買付価格(調達価格)のそれは53～57年、58年、65年、83年である。小売価格改訂に至っては1947年、48～54年に実施されただけで、以後行われていない。これらのうち53～57年の調達価格改訂は、スターリン時代に極端に低く抑えられてきたコルホーズ農産物の生産者価格をスターリン死後大幅に引き上げたもの、また48～54年の小売物価引き下げは、戦時経済から平和経済への切り替えに伴って行われたものにほかならない。つまり、これらの価格改訂はいわば特殊例外的な事情に基づくものといえよう。しかしともかくソ連の場合、価格改訂間のインターバルは全体として非常に長期である。

もちろん、その間に比較的小規模な物価見直しが実施されていないわけではない。1962年の食肉と牛乳の小売価格引き上げや73年の機械工業卸売価格の引き下げがそれに当り、個々の農産物買付価格の引き上げはもっと度々行われている。しかしそれらはやはり部分的手直しにすぎない。こうしてソ連ではいったん設定された価格はその後長期間固定される。これが小売価格を含めソ連の大部分の価格や料金に多かれ少なかれ共通する特徴のひとつである。

ソ連で価格のこの固定化傾向が見られるのは、1つには、既述したようにソ連の国定価格制のもとではインターバルを短くして全面的改訂を繰り返す実施することが困難であるからであるが、2つには、ソ連の伝統的な価格政策思想が、安定性と柔軟性という価格への相対立する2要請のうち前者のみを一面的に重視してきたことによる。価格の固定性をもたらした上述の2つのうち、より重要なのはむしろ後者のほうである。したがってこの両者の関係は、価格固定化という政策思想を実現するための適合的な制度的機構こそが国定価格制であった、というように見るのが正しいかもしれない。そして価格固定化の政策思想自体は、実はソ連における低賃金政策の実

施と密接不可分な関係のもとに選択されたと考えるべきであろう。ついでにバヴロフの別の論文から、ソ連における従来の価格改訂プロセスを総括しつついま述べた点にも触れている箇所をここで引用しておこう。「価格は、経済における新しいプロセスを反映しなかったし、生産の停滞ないし後退が生じたときに限って変更された。こうした個々の価格や料金の改善措置はばらばらな仕方であり、大きく遅れて実施され、しかもそれは生産条件や消費条件の将来の見通しに立つのではなく、すでに生起しているそれら諸条件の変化に合わせようとするだけのものだった。……価格システムは、経済状況がその変更を要求していたにもかかわらず、全体として従来のままであった。つまり価格システムは安価な燃料エネルギー、原料、労働力の確保という一般的な狙いをその都度新たな水準で、たえず維持し続けたのである」⁸⁾。

さいごに、急速な技術革新への対応策としてソ連で採用されている新製品の価格付けや価格割増について、および従来から唯一の公認自由価格であるコルホーズ市場価格について若干付言しておきたい。

ソ連では新製品がまず以下の3種類に区分されている。すなわち(1)ソ連で初めて開発され、大量生産が予定されている原理的に新しい製品、(2)陳腐化した既存製品の更新用に予定されている同種の新製品、(3)機能的には既存製品と同種であるが、その何らかの技術パラメーターを改善した新製品、がそれである。このうち(1)には生産開始の当初2年以内は高目の価格である暫定卸売価格が、そしてその後大量生産に移行すると段階価格が適用されている。段階価格はむしろ当該新製品の生産コストや革新性の遞減に応じてその卸売価格が段階的に引き下げられてゆくものであるが、この段階価格を生産開始前にあらかじめ決定しておくところにその特徴がある。(2)と(3)の場合は同種の既存製品の卸売価格に対す奨励割増の方法が適用され、その割増率は当該新製品のもたらす経済効果に応じて最高30%までとされている。

価格の固定性が技術進歩導入の阻止要因になることを防ぐため、ソ連で従来から行われてきた方法の要点は以上のとおりであるが、ゴルバチョフ政権になって製品の品質改善をより一層刺激するため、その内容につきのような修正が加えられた⁹⁾。その1つは重工業に適用されているもので、1984年7月から工業製品の国家規格認定方法が高級品・1級品・2級品という従来の3等級品質

8) [12] стр. 16.

9) 詳しくはつぎを参照されたい。[26] 197, 202 ページ。

第1表 農産物の国家小売価格とコルホーズ市場価格
(264都市の1987年1~11月平均)
(単位: キログラム当りルーブル)

	国家小売価格	コルホーズ市場価格	
じゃがいも	0.10	0.57	(570)
キャベツ	0.14	0.41	(293)
たまねぎ	0.50	0.58	(116)
人参	0.20	0.59	(295)
きゅうり	2.00	2.37	(119)
トマト	2.00	1.34	(67)
りんご	1.30	1.73	(133)
牛肉	2.00	4.70	(235)
豚肉	2.10	4.50	(214)
羊肉	1.90	4.94	(260)

出所: 《Наука и жизнь》, No.4, 1988, стр.7.

備考: カッコ内の数字は国家小売価格を100とする指数。

第2表 主要都市別コルホーズ市場価格(1988年7月)
(単位: キログラム当りルーブル)

	牛肉	豚肉
モスクワ	7.81	7.23
リガ	6.00	5.15
タリン	5.00	4.00
トビリシ	7.00	7.00
エレバン	5.90	5.90
アルマ・アタ	4.16	3.76
キシニョフ	6.00	7.00

出所: 《Известия》, 6/X, 1988, стр.3.

制からそのうち2級品を排除した2等級品質制に切り替えられたことに対応して、86年1月から高級品と認定された工業製生産財には30%までの卸売価格割増が適用される一方、1級品の認定を受けた場合、当該企業は1年目に卸売価格の5%、2年目にその10%、3年目にその15%の金額をそれぞれ主として企業の物質的報奨ファンドから国庫に上納しなければならず、しかも原則として3年以内に当該1級品の生産を中止しなければならなくなった。また、交換可能通貨建て輸出向け機械・設備の生産企業には卸売価格の20%までの追加割増が適用されることになった(つまり高級品に対する上述の30%までの割増とこの20%までの割増の計50%までの卸売価格割増が認められる)。既述の新製品に対する従来の卸売価格割増とくらべて工業製品の品質を改善し、国際競争力を高めるための信賞必罰的な報奨・制裁方式がますます強化されたことが分かる。もう1つは87年1月から軽工業で実施されているもので、企業は自己の生産する最新流行製品について商業組織との協定により通常の価格をかなり上回る「契約価格」を、その他の高品質

製品について既存製品に対するその品質改善度に応じて、既存製品の価格に対する15%までと30%までの価格割増による「暫定価格」を設定できるようになったことなどである。これらのうち暫定価格についてはその価格割増率が15%以下の場合には企業が自己決定できるが、割増率が16~30%の場合は省の承認を得なければならない。軽工業におけるこのような契約価格と暫定価格の導入は企業レベルへの価格決定権限の一部付与を示すものではあるが、上にみたようにその内容はなおきわめて限定されたものでしかない。

既存製品の価格見直し、画期的新製品の価格付け、改良型新製品の価格割増などの必要が生じると、一般的に言えばその都度、企業はそのための申請書を所管省庁を経て連邦省庁所属企業の場合はソ連国家価格委員会へ、共和国省庁所属企業の場合は共和国国家価格委員会へそれぞれ提出し、その承認を得なければならないから、これがまた膨大な量となり、国家価格委員会はその処理に忙殺される。H.ペトラコフらによると、ソ連国家価格委員会は企業からのこれらの申請書に基づき、このところ毎年約20万の価格を承認しており、これから同委員会の価格案件担当職員1人1日当たり平均の価格承認件数を求めると3ないし4になる。つまり1価格案件の処理に約2時間を費やすだけであるが、しかし、たとえば新製品の価格を承認する場合、当該新製品の革新性はどこにあるのか、原価計算は正しく行われているかといった点に始まり、当該新製品の使用者に与える経済効果は生産者(申請者)の言うとおりであるかに至るまでチェックすべき事項は多々あるから、それを果たすのに2時間では到底不可能であり、結局その審査・承認は杜撰なものになるかあるいは何ヵ月も遅延せざるをえないというのである¹⁰⁾。要するにソ連国家価格委員会による価格案件承認の実際がいかに粗雑なものであるかを示すことによってペトラコフらが主張したかったのは、国定価格制のもとでは価格の安定性と柔軟性のジレンマを解決しえないこと、このジレンマからの出口は少なくとも生産財を含む商品市場の確立と企業間の自主的合意に基づく契約価格制の大幅な導入以外にはないことなどである。

ソ連では国定の小売価格は「国家小売価格」と呼ばれ、この価格は国営商業および消費協同組合商業を通じて売られる商品に適用されているが、それ以外に「コルホーズ市場価格」がある。これはコルホーズやコルホーズ員が都市に常設されているコルホーズ市場で農産物の一部分

10) [13] стр. 2.

を都市住民に直接売の場合の価格で、一般に特定の時期と場所における農産食料品の需給関係によりたえず変動する自由価格である。もちろん物価水準はコルホーズ市場価格のほうが国家小売価格にくらべはるかに高い(第1表, 第2表参照)。コルホーズ市場価格のデータは1969年度版『ソ連国民経済統計年鑑』から公表されなくなったが、しかしゴルバチョフ政権になって86年度記念版で再び公表されるようになった。新聞や雑誌でも部分的なものであるが、公表されるようになっており、第1表, 第2表はそのような資料の1例である。1986年のソ連全体の小売商業販売高に占める国営商業、協同組合商業およびコルホーズ市場の比率(%)はそれぞれ68.3, 26.7, 5.0でコルホーズ市場のシェアは低いが、コルホーズ市場で売られる食料品種類だけに限定した場合の販売高ではコルホーズ市場のそれが上昇し、3者の比率は67.5, 23.4, 9.1となっている¹¹⁾。

なお、1987年5月から若干の消費財生産、衣服仕立、各種修理、レストラン、個人タクシーなどの業種で副業としてではあるが従来のソ連では許可されなかった個人営業と協同組合経営が公認され、また、同年初めからソフホーズやコルホーズにも一部の計画分とすべての計画超過分の農産物を自己の商業網や地元で販売することが許されるようになった(その一部分はもちろんコルホーズ市場で売られる)。これらの場合の価格や料金も自由価格とされているが、まだスタートしたばかりでそれらの営業状態も不明な点が少ないため、ここでは以上のことを指摘するだけにとどめたい。

2. 卸売価格と小売価格 周知のように卸売価格と小売価格の関係は最も単純化して言えば、卸売価格に商業経費と商業利潤を加えたものが小売価格である点にある。それはもちろんソ連の場合も同じである。ただし、ソ連特有の制度として卸売価格に取引税が課せられているため、この点を考慮に入れるとソ連の国家小売価格は卸売価格に取引税と商業割増(商業の経費と利潤)を加えたものということになる。そこでソ連の小売価格の主要な構成要素である卸売価格と取引税について、ここでそれぞれの要点を述べておくことにする。

まずはじめに、卸売価格の決定方法から見てゆこう。ソ連では1965年の経済改革と関連して行われた66~67年の工業卸売価格改訂以前には、卸売価格は「原価」プラス「原価に比例した利潤」という方式で決定されていた。しかし、この卸売価格決定方式は66~67年価格改

訂の際、つぎのように変更された。すなわち価格に含まれる利潤の大きさが、従来のように一定の対原価利潤率によって決定されるのではなく、主として充用生産ファンド額に対する一定比率(対生産ファンド利潤率)の形で決定されるようになったのがそれである。この変更は、言うまでもなく65年経済改革の結果生じた変化、つまり企業はその生産ファンド(固定ファンドと流動ファンド)額の平均6%のファンド使用料を徴収され、また一部の採掘部門(石油、天然ガス、鉄鉱石)に一種の鉱山地代または鉱区使用料の意味をもつ定額納付金が設定されたこと、さらに企業に利潤の一部留保が認められ、企業はこれにより3種類の経済的刺激ファンド(従業員の賞与のための物質的報奨ファンド、従業員の福利厚生のための社会文化・住宅建設ファンド、企業の自己投資のための生産発展ファンド)を設けることが可能になったことなどの新事態に対応して行われたものにほかならない。

こうして66~67年改訂では、まず工業全体の対生産ファンド標準利潤率が15%に定められ、ついでこの利潤率から、工業内部の諸部門間にみられる生産ファンド構成の差異ならびに生産ファンド構成要素の経済効率の差異を考慮に入れた部門別の標準利潤率が計算され、最後に個々の生産物卸売価格 p がつぎの算式により決定された¹²⁾。

$$p = e + w(1+a) + kef + r. \quad (1)$$

このばあい e : 生産物1単位当り物的支出(減価償却を含む), w : 生産物1単位当り賃金, a : 対賃金利潤率(具体的には社会保険料率), k : 工業全体の対生産ファンド標準利潤率(15%), e : 生産ファンドの構成および経済効率の差異を考慮した部門別の対生産ファンド利潤率格差係数, f : 生産物1単位当り充用生産ファンド額(当該生産物のファンド集約度), r : 生産物1単位当り差額地代(実際には石油、天然ガス、鉄鉱石に限られ、その他の場合は $r=0$)である。

しかし、(1)式が卸売価格決定算式として実際に適用されたのは生産物のファンド集約度の計算が容易な1財生産部門(電力生産、原料・燃料採掘部門)のみであり、冶金部門から軽工業、食品工業に至る圧倒的多数の工業諸部門では同一部門内で多種多様な製品を生産していて個々の製品別のファンド集約度算定が困難であるため、これらの部門で採用された卸売価格決定算式は

$$p = wa + (e+w)(1+h) \quad (2)$$

であった。このばあい h は対原価 $(e+w)$ 利潤率である

11) [10] ctp. 455.

12) [1] ctp. 46, 60; [5] ctp. 137-139 による。

が、ただしそれは、まず部門の充用生産ファンド総額に当該部門の対生産ファンド標準利潤率(ke)を乗じて部門の利潤総額を求め、つぎにこれを当該部門の全生産物の原価総額で除して得られる原価1単位当り利潤の百分率である(実際には h はさらに製品別に格差づけられた)。

66~67年改訂に続いて行われた82年工業卸売価格改訂でも、同じく工業全体の対生産ファンド標準利潤率(k)が15%とされ、また1財生産部門の生産物価格決定算式として(1)式が採用されたが、大部分の加工工業部門においてはその製品価格のうちの利潤部分が対原価利潤率によってではなく、製品原価から原材料費(原材料のほか燃料・エネルギー、半製品、アセンブリー部品などの費用を含む)を差引いたいわゆる「加工価値」(減価償却費と賃金)に対する一定比率(対加工価値利潤率)によって決定される方式が適用された。すなわち、原価から差引かれるべき製品1単位当り原材料費を m 、対加工価値利潤率を h' とすると(社会保険料は捨象)、この場合の価格決定算式は

$$p=(c+w)(1+h')-h'm \quad (3)$$

となる。(3)式における h' については、(2)式における対原価利潤率 h と同じ計算手続きにより加工価値1単位当り利潤の百分率の形で算定される。こうして決定される h' がさらに製品別に格差づけられる点は(2)式における h の場合と同様である。そして82年価格改訂の際、加工部門において(2)式に代えて(3)式が用いられるに至った理由は原材料集約的な製品を価格上とくに有利なものにしないため、あるいはより一般的には原材料支出の節約を図るためであるといわれている。

周知のように、50年代後半から60年代前半にかけてソ連で行われたいわゆる価格形成論争ではいくつかの価格モデルが提起され、そしてこれらの価格諸モデルを検討・整理するため62年に組織された科学アカデミー価格形成問題学術評議会は、提起された諸モデルのうちいわゆる「2径路型価格」モデルを最も妥当なものとし、当時すでに日程にのぼっていたソ連の来るべき経済改革における価格改訂の際、この2径路型価格を採用すべきであるとの判断を下した。事実、その時の上記評議会議長B. ジャチェンコが示した2径路型価格モデルの算式は(1)式と全く同じであった(それが2径路型と呼ばれたのは、この価格モデルでは価格のなかに含まれるべき利潤が賃金に比例した利潤部分と生産ファンドに比例した利潤部分の2つから構成されているからである)¹³⁾。

そのため66~67年改訂以降、ソ連では2径路型価格が採用されたと言われるのが通常である¹⁴⁾が、しかしジャチェンコが示したものをも含め2径路型価格の場合、賃金に比例して決定される価格中の利潤部分には社会保険料のほかに従業員への報奨金、従業員のための福利厚生施設や住宅建設資金なども考慮に入れられているため、内容的にはこの利潤部分の比重が、社会保険料充当のみを賃金にかかわらせて決定する(1)式に比べてより高いものとなっており、この意味では(1)式は同じ(2)径路型価格といっても、価格中の利潤部分全体を充用生産ファンドにのみかかわらせて一元的に決定するいわゆる「生産価格」説にむしろ近いものといえよう。

ソ連では工業生産物の卸売価格は、生産企業がその生産物を卸売組織に引渡す場合の企業卸売価格と、卸売組織がこの生産物をその消費企業やあるいは商業組織に引渡す場合の工業卸売価格とに分かれており、そのうち取引税が含まれるのは後者の工業卸売価格である。そして上述の(1)式および(2)ないし(3)式は実は企業卸売価格の決定算式であるから、工業卸売価格を決定するためにはそれに卸売割増(卸売の経費と利潤)および取引税を加算しなければならないことになる。

以上に述べたことを整理して企業卸売価格と工業卸売価格の関係および小売価格の構成を示すと

企業卸売価格=原価+利潤

工業卸売価格=企業卸売価格+卸売割増+取引税

国家小売価格=工業卸売価格+商業割増

となる。

つぎに、卸売価格と並ぶ小売価格のもう1つの主要構成要素である取引税については、その特徴として以下の諸点をあげることができる。

第1に、ソ連の取引税はスターリン時代には主として農産物および軽工業、食品工業による農産物加工品に対してきわめて高い率で課税され、それが国家予算歳入の最大項目になっていた。ソ連ではその当時、この取引税と国営企業から納付されるいわゆる利潤控除の2つが国庫収入の主要財源をなしていたが、たとえば1940年の国家予算歳入に占める取引税の比率が58.7%であったのに対して、利潤控除のそれは12.1%でしかなかった¹⁵⁾。国庫収入源としての取引税のこの圧倒的地位はいかにして可能になったかと言えば、むろん国家調達機関がコルホーズから各種農産物をきわめて安い価格で買付けてい

13) [4] стр. 63, 86.

14) たとえば [16] стр. 54, [15] стр. 47.

15) [10] стр. 630.

たからにはほかならない。その1例をスターリン死去の前年の1952年についてのデータで示すところである。当時の農産物国家調達の主なルートはコルホーズからの「義務供出」であったが、その際コルホーズに支払われる義務供出価格はいわば「捨て値」同然で小麦が1キログラム当り1コペイカ、牛肉が同じく23コペイカ、牛乳が1リットル当り2.8コペイカであったのに対して、国営商店におけるこれら農産食品の同一単位当り小売価格はそれぞれ31コペイカ(ただし小麦粉)、1.5ルーブル、22コペイカであった¹⁶⁾。これら農産物の義務供出価格と国家小売価格の差額のなかには農産物調達機関の経費と利潤、および食品工業企業の加工費と利潤が含まれているが、この差額の大部分はむしろ取引税である。つまり、第2次大戦前におけるソ連の急激な工業化や大戦後の戦後復興のための主要な蓄積源泉となったのは農業であり、そして上にみたようなコルホーズ農産物に対する原価以下の低価格により無理やり造出された農業余剰の国庫集中を媒介したのがほかならぬ取引税であった。

第2に、しかしスターリン死後、小売物価水準の据え置きのもとで農産物調達価格(買付価格)が度々大幅に引き上げられたため、取引税の課税対象が、アルコール飲料とタバコを除き農産物および同加工品から次第に家電製品などの耐久消費財に移るとともに、国庫収入に占める取引税の比重も次第に低下し、最近では逆に国営企業の利潤からの各種納付金(フォンド使用料、定額納付金、未配分利潤残高および利潤控除)が国庫収入のなかの最大項目となるに至っている。もともと取引税は生産財については石油製品、ガス、電力にしか課税されていず、主として消費財に課税されていたが、農産物買付価格の引き上げと関連し、すでに1960年1月から牛乳・乳製品について、翌61年1月からは食肉・肉製品についての取引税がそれぞれ廃止され、また最近では85年1月から砂糖の取引税も廃止された(ただし穀物については現在でもなお製粉企業から製パン企業などに穀粉が引渡される際に取引税が徴収されている)。そしてこの過程を一層促進する大きな契機となったのが、66~67年価格改訂であった。というのはこの改訂の際、工業全体の対生産フォンド標準利潤率が15%に定められたことは既述のとおりであるが、この利潤率の実現はその時点における取引税総額の40%を工業利潤にトランスファーすることによって可能になったからである¹⁷⁾。

現在取引税が課税されている消費財の主要なものをあげると、農産物および同加工品では既述のアルコール飲料、タバコ、穀粉のほかは繊維、衣料、革靴などにすぎないのに対して、耐久消費財については自動車、オートバイ、スクーター、カメラ、ミシン、ラジオ、ラレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、テープレコーダー、ビデオ、家具などほとんどすべての製品に課税されている。以上に輸入品、ぜいたく品としての貴金属・宝石類および家庭用品である食器類を加えれば、取引税の対象品目はほぼ網羅されることになろう。これらのうち高率の取引税が課せられているのがアルコール飲料(とりわけウォッカ)、タバコ、自動車、テレビその他の家電製品や電子機器、貴金属・宝石類および輸入品であり、たとえば現在、ウォッカの小売価格中に占める取引税の比率は繊維のその3.4ないし5.8倍であるといわれる¹⁸⁾。国家予算歳入に占める比率について言えば国営企業の利潤からの各種納付金とその最大項目になったのは60年代末からであり、1986年のその比率は各種利潤納付金が30.9%、取引税が21.8%である¹⁹⁾。国営企業の利潤の約60%は工業企業で造出されているから、このことはソ連の経済発展の蓄積源泉を主として担っているのがいまや工業であることを示すものにほかならない。

第3に、主として消費財に取引税が課せられていることによって、生産財と消費財の価格(工業卸売価格)の間に前者が低く後者が高いという価格水準の格差が生じ、いわゆる2重価格水準の現象が形成されていること、また1965年以降農産食料品の買付価格と国家小売価格の間に前者が高く後者が低いという両価格間のいわゆる逆ざや現象がみられるとともに、価格差補給金が重い財政負担となり大きな問題になっていることがあげられる。価格差補給金の問題については後述するので、ここではただ取引税制度を基本的に廃止することによって2重価格水準を単一価格水準にすべきであるという主張が先きに触れたソ連の価格形成論争の過程で改革派経済学者たち(たとえばB.ベルキン)からすでに提起されていたこと、しかしその後も従来の価格制度が基本的に維持され続けたため現行価格におけるこの根本的な歪みの是正は古くてなお新しい問題であることだけを指摘しておこう。

3. 小売物価の据え置き ソ連で長期にわたり小売物価安定の政策がとられてきたことはよく知られている。この点をより具体的に示すため、まず戦後期のソ連にお

16) [21] стр. 1.

17) [15] стр. 45.

18) [11] стр. 14.

19) [10] стр. 630.

ける小売価格の改訂やその一部見直しについて概観しておこう。それを年表風に要約して示すとつぎのようである²⁰⁾。

(1) 1947年12月：物資配給制の廃止に伴いそれまでの低い配給価格と高い商業価格を廃止し、単一国家小売価格を設定。その結果、1940年を100とする47年末の小売物価指数は320(食料品で360, 非食料品で220)。(2) 1948~54年：計7回にわたる毎年の値下げ。その結果、1947年末を100とする54年の小売物価指数は43。(3) 1962年7月：食肉・肉製品30%, 牛乳・乳製品25%の値上げ。砂糖5%, 化繊衣料20%の値下げ。(4) 1977年1月：タクシー料金2倍, 航空料金若干の値上げ。家電製品と衣料10~30%の値下げ。(5) 1978年3月：コーヒー4倍, ガソリン50~100%, 自動車部品と金・プラチナ製品60%, チョコレート30%の値上げ。白黒テレビと化繊衣料10~30%の値下げ。(6) 1979年7月：レストラン食事代の値上げ(値上げ率は料理25~40%, ビール45%)。(7) 1981年9月：ガソリン50~100%, アルコール飲料とタバコ17~27%, 貴金属・宝石類, カットガラス製品, じゅうたん, 家具, 毛皮製品, 革製品25~30%の値上げ。化繊衣料, 腕時計, 一部の薬品・化粧品12~37%の値下げ。(8) 1983年2月：レコード2.4倍, 木綿糸80%, トイレットペーパー43%, 清涼飲料10%, 果実酒14%, 国内郵送小包料金2倍, 建築材料若干の値上げ。(9) 1984年9月：化繊・綿衣料19~30%, 一部の日用品17%, 薬品若干の値下げ。(10) 1985年8月：アルコール飲料(ウオッカ, コニャック, リキュール, ビール)10~30%の値上げ。(11) 1986年8月：ウオッカとコニャック20~25%の値上げ。子供服, 時計, 日用品15~20%の値下げ。(12) 1987年1月：良質パン5%の値上げ。

以上のような小売価格の改訂や見直しにみられる特徴は、第1に、戦後期のソ連における小売価格システムは1947年および48~54年の2回にわたる全面改訂で成立した後、20年間余り基本的に据え置かれたこと、第2に、しかし70年代末以降ほぼ毎年部分的値上げを余儀なくされていること、第3に、これらの値上げはいわゆる生活必需品には及んでいず、また一部値下げを行い値上げとのある程度のバランスをとろうとする苦心のあとがう

かがえることなどである。62年の肉・乳製品の値上げはこれら畜産物の買付価格引上げに伴うものであったが、70年代末以降の物価見直しの理由については国家価格委員会とはたとえばつぎのように説明していた。すなわち金・プラチナ製品は世界市場価格に合わせたもの、コーヒーやチョコレートも、ソ連の場合コーヒー豆やココア豆を全部輸入に依存しているためそれらの輸入価格の高騰によるものであり、またガソリンは従来かなり安く抑えられてきたが、石油資源の開発がシベリア極東や北部地域へと移り、生産コストが上昇しているための値上げである。逆にテレビや衣料や薬品などの値下げについては科学技術進歩導入の結果、それらの生産コストが低下したからである、というのがそれである。物価見直し公表時におけるこのような理由説明はそれなりに首肯しうる側面をもっているが、最近ではそれは見直しの契機の半面にしかすぎないという意見が出されているので、ついでにここでそれを紹介しておくことにする。

既述のようにソ連の消費財価格には高率の取引税が含まれているものとそうでないものがあるが、70年代末以降の値上げは国家価格委員会第1副議長A. コーミンによると、価格差補給金の重圧に耐えかねて取引税の増収を図るため高率の取引税が課せられている品目(いわゆる「取引税集約的商品」)について顕著に行われてきたというのである²¹⁾。アルコール飲料, タバコ, 自動車, じゅうたん, 貴金属・宝石類および輸入品の値上げなどがそれである。また、値下げについては社会評論家A. ルビノフによれば、それは「主として国民が買わなくなった店ざらし品に対して行われた」という。白黒テレビや衣料の値下げなどがそれであろう。したがって、彼は値上げとバランスさせるための値下げといっても実際はそうはならなかったと主張するのである²²⁾。

つぎに、では現在も価格が据え置かれているものは何にかといえ、公共料金も含めてその主なるものをあげるところである。家賃は1928年以来、電力、ガス、集中暖房の料金は48年以来据え置かれたままであり、パン(87年に一部5%値上げ)、穀粉、マカロニ、ひきわり、植物油、マーガリン、魚類、缶詰食品、紅茶、塩、砂糖(62年に5%値下げ)の小売価格は54年以降、食肉・肉製品と牛乳・乳製品は62年以降不変のままである。なお、じゃがいもと野菜の価格も54年以降長い間据え置かれてきたが、これは60年代末から値上げされるようにな

20) 以下の価格改訂ないし見直しのクロノロジーについては、そのうち(1), (2)は[3] стр. 107-110。また(8)は公表されなかったが、ここでは「読売新聞」1983年2月5日付け朝刊によった。その他はソ連の「ブラウダ」, 「経済新聞」などの公式発表文により作成。

21) [7] стр. 60。

22) [14] стр. 12。

り(野菜については数回)、また同様であった都市交通運賃も既述のように77年にタクシー料金が引き上げられたほか、数年前に従来の市電3コペイカ、トロリーバス4コペイカがバス、地下鉄料金並みの一律5コペイカに値上げされた²³⁾。しかし上述のことから判断すれば、総じてソ連では衣食住足のうちとくに食と住と足代を低価格に抑えてきたといえよう。

ここで家賃について触れておこう。というのは、当面の小売価格改訂のうち公共料金についてはとりわけ60年間据え置かれてきた家賃の引き上げが取り沙汰されているからである。ソ連の家賃単価は現在、一般的には居住面積1平方メートル当り月額13.2コペイカ、新築の場合16.5コペイカであり、家賃徴収の対象となる居住面積には玄関、廊下、台所、浴室、トイレ、物置、バルコニーなどは含まれていない²⁴⁾。そしてこの家賃単価を定めたのは、1926年6月4日付けのソ連中央執行委員会と人民会議の共同決定「都市における家賃と住宅利用整備措置について」および同じく28年1月4日付けの共同決定「住宅政策について」であった。当時の労働者・職員の平均賃金および住宅経営の独立採算を考慮のうえ、共同決定のうち前者により一般の場合の家賃単価が、後者により新築の場合のそれがいずれも上限額として設定されたものであった。しかし、その後賃金上昇をふまえてこの上限単価が一律家賃単価とされ、さらに62年8月27日付け最高会議幹部会令によるこの家賃単価維持の再確認を経て、今日に至っているのである。現在、ソ連の家賃は労働者・職員の家計収入の平均約3%で、この家賃収入は住宅経営体の経費の4分の1にしかすぎない²⁵⁾ため住宅経営はむしろ多額の国家補助金により運営されているわけである。なお、1928年当時の1人当り標準居住面積は9平方メートルであったが、現在のそれは12平方メートルである。

こうしてソ連の現行小売価格にはこれまた明瞭な2重価格水準が見られる。すなわち一方で高い生産コストに比べあまりにも低い価格があり、他方で比較的低い生産コストにもかかわらず高すぎる価格が存在するのがそれである。前者が価格差補給金に支えられた食料品価格と家賃などの公共料金であり、後者が高率の取引税を含むアルコール飲料や耐久消費財(自動車・家電製品・電子機器など)や輸入品の価格であることはいままでもない。

23) Там же.

24) 家賃については次のものによる。[1] стр. 345-346, [15] стр. 292-293.

25) [10] стр. 517.

ソ連の国家財政の重い負担となっている価格差補給金の問題は、この補給金をかなりの程度削減するためには食料品を大幅に値上げせざるをえないという点で当面の小売価格改訂の必要性と方向性を示すものであるが、その一方、最近のソ連には小売物価の上昇傾向がかなり明白にみられるようになっており、すでに生じているこのインフレ傾向は、今後に予定されている現行小売価格システムの抜本的改訂がけっして容易なものでないことを示唆しているように思われる。そのため続いて以下、この2つの問題について考察したいと思う。

4. 価格差補給金 ソ連の国家財政支出による価格差補給金のうち最大のものは、周知の農産物価格差補給金である。この補給金は食肉、穀物、油性種子(主として食用油の原料になるひまわり種子)などを対象に1965年から設けられ、その後牛乳、ジャガイモ、野菜もその対象とされるようになったものである。つまりこれらの農産物のコスト・アップのため経済合理性を貫こうとすればそれらの国家買付価格とともに国家小売価格も引き上げざるをえないが、一方、国民生活の維持安定を考慮すると小売価格は据え置かざるをえない。こうしてこれら農産物の小売価格はそのまま据え置き、買付価格のみを引き上げることによって両価格の関係を逆ざやにし、その差額を補給金によってカバーしてきたわけである。そして農産物価格差補給金の推移を示す第3表および主要畜産物の小売価格と補給金の関係を示した第4表からつぎのことがわかる。すなわち第1に、この補給金は全体として年々かなりの伸び率で増大していること、第2に、1983年に赤字および低収益のコルホーズとソフホーズに対する特別の買付価格割増が設定されたことにより補給金の増大傾向に拍車がかかけられ、86年には総額570億ルーブル(同年国家予算歳出の13.7%)の巨額に達していること、第3に、この補給金の対象品目のなかでは食肉と牛乳の占めるシェアが高く、たとえば84年のそれは農産物価格差補給金総額の64.2%であること(第3表参照)、第4に、その結果たとえば牛肉1キログラムを国家小売価格平均の1.77ルーブルで購入すれば、その際購入者は実に約3ルーブルの国家補助金を得たことになること(第4表参照)などである。

このような価格差補給金は西側では従来からソ連における農業問題、食料問題の深刻さを示すものと見られてきたが、ゴルバチョフ政権下のソ連ではその問題点としてとりわけつぎの3点が指摘されるようになった。第1に、86年のこの補給金総額570億ルーブルは国家財政の合理的負担の限度を越えていること、第2に、農産物

第3表 農産物価格差補給金の推移
(単位: 10億ルーブル)

	1965年	1982年	1983年	1984年	1986年
食 肉	2.8	15.3	21.4	21.0	…
牛 乳	—	9.0	13.8	14.1	…
穀物・油性種子	0.3	2.0	3.7	3.6	…
じゃがいも・野菜	—	1.7	2.2	2.4	…
その他農産物	0.4	1.9	4.2	3.8	…
赤字経営・低収益 経営に対する価格 割増	—	—	9.3	9.8	…
合 計	3.5 (3.4)	29.9 (8.7)	54.6 (15.4)	54.7 (14.7)	57.0 (13.7)

出所: (1)1986年については《Труд》,22/XI,1987,стр.2(B.バゾロフ論文), (2)その他は《Финансы СССР》, No. 4, 1985, стр.5(B.デメンツェフ論文).

備考: カッコ内の数字は国家予算歳出総額(実績)に占める比率(%).

第4表 主要畜産物の小売価格と補給金
(単位: 1キログラム当りルーブル)

	牛 肉	豚 肉	牛 乳	バター
平均国家小売価格	1.77	1.84	0.24	3.38
生産物生産・販売 のための国家費用	4.75	3.25	0.42	8.18
国家費用の対小売 価格超過額	2.98	1.41	0.18	4.80
調整勘定による国家 予算からの支払	3.68	1.97	0.29	6.28

出所: 第3表の出所(2)に同じ。1984年のデータと思われる。

価格差補給金は、上記第4点で述べたように結局のところこれらの農産食品を国家小売価格で購入する場合の各購入者への補助金であるから、中央と地方、大都市と中小都市の間に存在する国営商業網整備上の地域間格差や同一地域内における高所得者層と低所得者層の間の所得格差を考慮すると現行方式のような価格差補給の一律分配はそれぞれ前者に有利、後者に不利な形の社会的公正を意味すること²⁶⁾、第3に、価格差補給金による低い小売価格維持は相対価格上きわめて不合理なものとなっており、かつ資源の浪費をもたらすことなどである。

このうち第3の問題点についてゴルバチョフ書記長は、87年10月1日のムルマンスク市における演説のなかで現行価格体系全体の改革について言及した際、つぎのように述べている²⁷⁾。現在、婦人用ブーツ1足の小売価格は120~130ルーブルだが、これは実にソ連の人口1人当り年間の食肉・肉製品の消費量62キログラム(ソ連の公式統計では86年が62.5キログラム)分の小売価格と同じである。またソ連のパンの単位価格を他の諸国のそれと国際比較するとそれはアメリカの1/5.5、イギリスの

1/3.6、フランスの1/4.1、西ドイツの1/4.9、ハンガリーの1/1.5にすぎず、きわめて不合理である、と。ゴルバチョフは同時にソ連の子供たちが大型丸パンをサッカーボール代わりにして遊ぶまでになっているとも述べたが、資源のこの浪費についてはここでは、カザケヴィッチの示すつぎの事例をあげておこう。彼によれば、ソ連ではパンなどがあまりにも安すぎるため、コルホーズの共同経営やコルホーズ員の個人副業経営において家畜・家禽の飼料としてかなりの量のパン、ひきわり、穀粉がひそかに使われている(もちろん発覚すれば罰を受けるのだが)というのである²⁸⁾。

価格差補給金には農産物のほかに既述の家賃や都市交通運賃へのそれがある。さらに子供用品の国家小売価格割引も行われ、コルホーズとソフホーズへの農業機械(トラクター、コンバイン、自動車その他)、化学肥料、電力・ガスの供給の場合も67年以降これら生産財工業卸価格にかなりの割引が適用されており、それらの割引分も同様に国家補助金により補填されている。周知のように、1988年10月末開催のソ連最高会議において89年度の家計画および国家予算が採択されたが、さいごに、ここでその際のE.ゴスチェフ蔵相の報告のなかから以下のデータを追記しておこう。それによると、公式の最初の赤字予算である89年のソ連の家計画歳出のうち農産物価格差補給金が879億ルーブル(歳出額の17.8%)、これに家賃補助金23億ルーブルおよびその他の補助金を加えると総額1030億ルーブル(同上20.8%)に達するとされている。また同年の家計画歳入における取引税総額は1041億ルーブル(歳入額の22.7%)で、それは国家補助金総額とほぼ同額となっているのである²⁹⁾。

5. インフレ傾向 一般に国家が価格を統制している現存社会主義国、とりわけいまお国定価格の比重が高いソ連のインフレ問題を取り扱う場合、公然インフレ、隠蔽インフレおよび抑圧インフレの3つを区別する必要があるといわれている³⁰⁾。ここで公然インフレ(open inflation)とはソ連について言えば中央統計局(現在の国家統計委員会)発表の公式統計に示される物価上昇を指しており、第5表、第6表がそれである。隠蔽インフレ(hidden inflation)とは、実際には存在しながら統計上の意図的操作もしくは不備により公式の物価指数には反映されない価格上昇のことである。ソ連で公式の物価統計

26) [2] стр. 984.

27) [22] стр. 3.

28) [6] стр. 37.

29) [19] стр. 5.

30) [23] p. 140, [25] 211 ページ.

第5表 ソ連の国家小売価格指数(1970年=100)

年次	'55	'60	'65	'70	'75	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86
全 商 品	99	100	100.7	100	99.7	103	104	108	108	107	108	110
食 料 品	93	97	100	100	100.9	103	105	109	110	110	112	118
肉 類	71	78	100	100	100	102	102	102	103	103	103	103
パン・穀粉製品	101	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
じゃがいも	87	87	95	100	109	102	110	103	104	103	104	106
野 菜	...	85	85	100	104	113	113	113	113	114	117	121
アルコール飲料	...	98	98	100	102	103	108	121	123	124	131	163
非 食 料 品	107	105	102	100	98	103	104	107	107	105	104	104
綿 織 物	104	104	103	100	100	100	100	100	100	100	100	99.6
毛 織 物	111	111	103	100	100	100	104	116	107	103	103	106
衣 服	111	111	102	100	98	99.1	99.4	100.2	98	98	97	96
革靴・ズック靴	100	100	101	100	100	99.5	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	98
タ バ コ	100	100	100	100	100	100	108	127	127	127	127	127
学用・事務用品	109	108	107	100	89	86	84	83	86	86	86	86
腕 時 計	178	142	100	100	100	105	103	101	100.9	99.4	99.4	99.4
オートバイ・スクーター	100	96	96	96	96	96	96	96	92
テ レ ビ	100	78	66	66	66	66	61	61	61

出所：『ソ連国民経済統計年鑑』各年度版による。

第6表 コルホーズ市場価格指数(1970年=100)

	1940年	1970年	1980年	1985年	1986年
全 生 産 物	83.0	100	164.1	187.0	186.8
穀 物	133.2	100	107.1	114.9	115.6
じゃがいも	96.5	100	223.7	230.4	239.8
野 菜	39.7	100	218.5	245.6	245.8
果 実	70.2	100	210.7	249.2	236.0
肉	65.7	100	133.9	159.5	160.8
牛乳・乳製品	97.4	100	144.2	163.9	163.1
卵	91.0	100	100.9	92.6	88.8

出所：『ソ連国民経済統計年鑑』1986年度記念版，стр.485。

備考：「穀物」の内容は粒穀・穀粉・ひき割りである。

作成の際、従来から考慮外とされてきた生産財部門における画期的新製品の価格(既述の暫定価格と段階価格)、既存製品の改良型新製品の価格(割増価格)がそれであり、また最近、軽工業部門に導入された最新流行製品の契約価格、高品質製品の暫定価格もそうである。ソ連で近年しきりに問題とされている安価な商品品目の「洗い流し」(вымывание)、つまりある商品グループのうち低価格品目の生産数量を縮小し、高価格品目を増産することによる当該商品グループの平均価格の吊り上げも隠蔽インフレの1種である。これに対して抑圧インフレ(suppressed or repressed inflation)は供給に対する慢性的需要超過の際に発生するもので、物価統制により価格面には現われないが、モノ不足の増大、買物行列の恒常化、闇市場の普及、国家小売価格と実際の取引価格の乖離(贈収賄を含む)、各種補助金(価格差補給金)の導入・増額などの形で発現する。

この観点からすると、ソ連の当面の価格改革は従来からのかなりの隠蔽インフレと広範な抑圧インフレを公然インフレ化させる側面をもつわけであるが、ここで注目しておきたい点は、これまでのゴルバチョフ経済改革の過程ですでに隠蔽インフレが進行し、それが顕在化しつつあること、そのうえに上述の意味をもつ価格改革が行われること、したがってソ連で最近一段と深刻化しているモノ不足のまま当面の価格改革を実施すれば、かなり高率のインフレが必至であることである。

以上のことを示唆する資料をあげると、たとえば88年9月末、ソ連最高会議のある委員会で最近の物価問題が討議された際配布された資料によると(当日の主要報告者は国家価格委員会副議長И. ゴルバチョフだったからこの資料は多分国家価格委員会作成のものであろう)、86~87年の2年間における物価上昇率(%)はつぎのとおりである(カッコ内は年率)。じゃがいもが11(5.4)、野菜が12(5.8)、パン18(8.6)、靴下とテレビがそれぞれ15(7.2)、冷蔵庫が9(4.4)である³¹⁾。第5表で対比できるのは68年だけであるが、それと比べると上記指数のほう物価上昇率が高い。これは上記指数には隠蔽インフレのソ連における具体例として先きにあげた種々の値上げのほか、最近容認されるようになったコルホーズやソフホーズの一部農産物の自主価格による地元販売も考慮に入れて実勢により近づけたからである。

またアメリカの「プランエコン・レポート」の最近号

31) [20] стр.2.

は88年第2四半期における前年同期比のソ連の小売物価上昇率を公然インフレだけで少なくとも4%、隠蔽インフレを加えて約7%と推計したうえ、こう述べている。ソ連当局が需要をコントロールすることができず、また企業の常套手段による価格吊り上げを抑えることができないため、90年1月の卸売価格改訂およびその後の小売価格改訂を考慮に入れると、ソ連はここ数年のうちに少なくともハンガリー型インフレ(10~20%)を経験することは確実で、ことによるともっときびしいポーランド型インフレ(50%強)に移行するようになるかもしれない、と³²⁾。しかし、ソ連の改革経済学者の多くは、彼らの価格改訂論議を見るかぎり、全面的価格システム改革を含む抜本的経済改革は実施しなければならないが、そうすると高率のインフレは避けられないというこのジレンマに気づいていないかのごとくである。

(一橋大学経済研究所)

参考文献

- [1] Глушков, Н., (ред.), Справочник по ценообразованию, Москва, 1985.
 [2] Гофман, К. и др., О проблемах комплексной реформы управления народным хозяйством, 《ЭКО》, No. 6, 1986.
 [3] Дерябин, А. (ред.), Развитие системы розничных цен, Москва, 1981.
 [4] Дьяченко, В. (ред.), Научные основы планового ценообразования, Москва, 1968.
 [5] Завьялков, А., Цены и ценообразование в СССР, Изд. 3-е, Минск, 1981.
 [6] Казакевич, Д., К совершенствованию потребительных цен, 《ЭКО》, No. 1, 1986.
 [7] Комин, А., Финансы и цены, 《Коммунист》, No.

32) [24] pp. 1, 8.

9, 1987.

- [8] Курашвили, Е., Перестройка и предприятие, 《ЭКО》, No. 10, 1987.
 [9] О коренной перестройке управления экономикой: Сборник документов, Москва, 1987.
 [10] Народное хозяйство СССР за 70 лет: Юбилейный статистический ежегодник, Москва, 1987.
 [11] Липсиц, И., Обюдоострые цены, 《Огонек》, No. 16, 1988.
 [12] Павлов, В., Важная составная часть перестройки, 《Коммунист》, No. 13, 1987.
 [13] Петраков, Н. и др., Цена: Нужны крутые изменения, 《Социалистическая индустрия》, 3/IV, 1987.
 [14] Рубинов, А., Отчего жить становится дороже, 《Литературная газета》, No. 38, 1987.
 [15] Савченко, А. и др., Цены и ценообразование в СССР, Киев, 1978.
 [16] Яковец, Ю., Плановое ценообразование, Москва, 1986.
 [17] 《Коммунист》, No. 10, 1987 (溝端佐登史訳「経済管理の抜本的改編の基本命題」『日ソ経済調査資料』1887年9月号).
 [18] 《Известия》, 30/VIII, 1987.
 [19] 《Правда》, 28/X, 1988.
 [20] 《Труд》, 29/IX, 1988.
 [21] 《Социалистическая индустрия》, 1/IV, 1988.
 [22] 《Экономическая газета》, No. 41, 1987.
 [23] Ellman, M., "Did Soviet Economic Growth End in 1978?" in J. Drenowski, ed., *Crisis in the East European Economy*, London, Croom Helm, 1982.
 [24] *PlanEcon Report*, vol. 4, No. 32-33, August 19, 1988.
 [25] 藤田整「価格価格形成の諸問題」野々村一雄編『テキストブック社会主義経済論』有斐閣, 1983年.
 [26] 宮鍋幟「ゴルバチョフ政権下の経済改革とその見通し」『ソ連経済の中長期分析』総合研究開発機構, 1987年.